

重要事項

アクア訪問看護ステーション

重 要 事 項

1. 運営法人の概要

名 称	株式会社 アクアメディカル
代 表 者	川端 篤
所在地・連絡先	〒515-0845 三重県松阪市伊勢寺町 481 番地 6 TEL：0598-58-3245

2. 事業所の概要

事 業 所 名	アクア訪問看護ステーション
所 在 地	〒515-0816 三重県松阪市西之庄町 51 番地 2
事業所指定番号	三重県知事指定 第 0790252 号
管理者・電話番号	伊藤 大輔 電話：0598-67-8587
サービス提供地域	松阪市内(飯南地区、飯高地区含む) それ以外の地域は要相談

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管 理 者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1 名 (常勤)
訪 問 看 護 師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	26 名 (常勤) 7 名 (非常勤)
理 学 療 法 士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	6 名 (常勤) 名 (非常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	1 名 (常勤) 名 (非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	2 名 (常勤) 名 (非常勤)

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日 ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除きます。	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 30 分まで

- ※ 国民の祝日、8/13~8/16、年末年始(12/29~1/3)はお休みとさせていただきます。
- ※ 利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。
- ※ ただしサービス提供は「24時間365日」行います。

5. 事業の目的

株式会社アクアメディカルが開設するアクア訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

6. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

7. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- ④ 訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合には看護職員の代わりに理学療法士が訪問する。

8. サービス利用料及び利用者負担

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別紙の通りです。
- 2) 利用者負担金は、毎月 27 日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
- 3) 月額上限負担金等については各保険者の窓口へお問い合わせ下さい。

●利用料負担金(医療保険法定利用料)

後期高齢者の 対象の方	・(基本療養費+管理療養費+加算分) × 負担割合となります。		
	①	一般(②, ③以外の方)	一割負担 月額上限 18,000 円
	②	市民税非課税世帯の方	一割負担 月額上限 8,000 円
	③	一定以上の方 ※	三割負担 月額上限 57,600 円
※一定以上の方は、後期高齢者保険の窓口に届け出てみとめられ			

	れば一割負担となる場合があります。
一般の健康保険等	・（基本療養費＋管理療養費＋加算分）× 負担割合となります。 ・ 重度心身障害者医療、自立支援医療の受給者証をお持ちの方は各市町村により自己負担額が変わります。 ◆ 1ヶ月に支払った利用者負担金が、負担限度額を超えた場合は、超えた金額を市区町村へ申請いたしますと、超えた金額が高額療養費として支給されます。 ※いずれも医療費控除の対象となります。

（注）医療保険対象外実費ご利用料については別紙料金表参照。

9. ご利用のキャンセル

- ① 利用者がサービスの利用をキャンセルする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：0598-67-8587（営業日：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30）

- ② 利用者のご都合でサービスをキャンセルする場合は、できるだけ早めにご連絡ください。ご連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料	前日午後5:30までにご連絡をいただいた場合	無料
	当日の利用時間までにご連絡をいただいた場合	基本利用料の 50%
	利用時間までにご連絡をいただけなかった場合	基本利用料の 100%

10. ご利用料のお支払い方法

ご利用料金は1ヶ月ごとに計算しご請求させていただきます。

翌月27日（休日の場合は次の営業日）に指定の金融機関の口座より振替、もしくは銀行振込、事業所への現金持参のいずれかでお願ひ致します。

11. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

12. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電 話 番 号	0598-67-8587
F A X 番 号	0598-67-0377
担 当 者	川端 篤

そ の 他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者に引き継ぎます。
-------	---

- 当事業所以外に市役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

三重県国民健康保険団体連合会 (国保連)	電話番号：059-228-9151 対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00
松阪市役所 健康福祉部 介護保険課	電話番号：0598-26-4035 対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00

1 3. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ② 看護師等は、介護保険制度・医療保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④ 業務上使用させていただく日常生活品、衛生材料費などは実費とさせていただきます。

【 アクア訪問看護ステーション 医療保険 利用料金表 】

令和6年6月1日現在

※1点10円

○基本料金		保険点数 (点)
訪問看護基本療養費（Ⅰ） (1日1回につき)	週3日まで	555
	(准看護師)	505
	週4日目以降	655
	(准看護師)	605
	理学療法士による場合	555

※同一建物内の複数（3人以上）の利用者に訪問した場合

訪問看護基本療養費（Ⅱ） (同一建物居住者・1日につき)	週3日まで	278
	週4日目以降	328
	理学療法士による場合	278

※在宅療養に備えた外泊時（入院につき1回、厚生労働大臣が定める疾病などは入院中に2回）

訪問看護基本療養費（Ⅲ）入院患者の外泊中の訪問		850
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	767
	2日目以降	300
早朝（6～8時）夜間（18～22時）加算		210
深夜（22～翌6時）加算		420
緊急時訪問看護加算（月14日目まで）		265
緊急時訪問看護加算（月15日目以降）		200
難病等複数回訪問加算	1日2回の訪問	450
	1日3回以上の訪問	800
複数名訪問看護加算	看護師（週1回）	450
	准看護師（週1回）	380
	看護補助者（週1回）	300
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		78
訪問看護医療DX情報活用加算		50

○病状や状態により下記の料金が加算されます

24時間対応体制加算		保険点数 (点)
訪問看護情報提供療養費		680
特別管理加算（月1回）		150
特別管理加算（月1回） 退院時共同指導加算（利用者の状態に 応じ月2回まで）	※1	500
	※2	250
特別管理指導加算（退院時に特別な管理がある場合）		800
退院支援指導加算（退院した日の看護師の評価）		200
在宅患者連携指導加算（月1回）		600
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）		300
ターミナル療養費		200
長時間訪問看護加算（週1回）		2,500
厚生労働省が定める状態の場合、週3回まで ※3		520

※1 気管カニューレ、留置カニューレなどを使用している状態にある方

※2 在宅酸素、人工肛門、重度の褥瘡等の状態にある方

- ※3 ・人工呼吸器を使用している状態にある方
 ・特別訪問看護指示期間の方
 ・特別な管理を必要とする方(※1、※2 に該当)

○その他 費用 (税込)

駐車場		
キャンセル料	有料駐車場利用時の料金	実費
キャンセル料 ご遺体のお世話	利用日の前日午後 5 時 30 分まで	無料
	当日の利用時間までにご連絡を いただいた場合	50%
	利用時間までにご連絡を いただけなかった場合	100%
※日常生活用品、物品、衛生材料費などは実費とさせていただきます	亡くなられた後の処置と 処置材料費込み	20,000 円

○ご請求とお支払いについて

ご利用料金は 1 ヶ月ごとに計算しご請求します。

翌月 27 日（休日の場合は次の営業日）に指定の口座より振替いたしますので、当日までに口座のご確認をお願い致します。

○健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1～3 割)により算定いたします

75 歳以上	
70～74 歳	所得により 1 割～3 割負担
70～74 歳 7～69 歳	所得により 2 割～3 割負担 (70 歳になった月の翌月の 1 日より)
6 歳未満（義務教育就学前）	3 割負担

○介護保険から医療保険への適応保険変更

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は自動的に適応保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1. 厚生労働大臣が定める以下の疾病等の場合

- ①多発性硬化症、②重症筋無力症、③スモン、④筋委縮性軸索硬化症、⑤脊髄小脳変性症
 ⑥ハンチントン病、⑦進行性筋ジストロフィー、⑧パーキンソン関連疾患
 ⑨多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症およびシャイ・ドレガー症候群）
 ⑩プリオン病、⑪亜急性硬化性全脳炎、⑫ライムブーム病、⑬副腎白質ジストロフィー
 ⑭脊髄性筋萎縮症、⑮球脊髄性筋萎縮症、

⑯慢性炎症性脱髄性多発神経症、⑰後天性免疫不全症候群、⑱脊髄損傷

⑲人工呼吸器を使用している状態のもの

2. 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3. 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

【 アクア訪問看護ステーション 介護保険 利用料金表 】

令和5年7月1日現在

基本利用料（利用者負担金：1単位10円）			
訪問 1回ごとに算定		営業時間内の加算	単位
	【要介護】		
	訪問看護 I1	20 分未満	314
	訪問看護 I2	30 分未満	471
	訪問看護 I3	30 分以上 60 分未満	823
	訪問看護 I4	60 分以上 90 分未満	1,128
	理学療法士等の場合	1 回 20 分	294
	【要支援】		
	訪問看護 I1	20 分未満	303
	訪問看護 I2	30 分未満	451
	訪問看護 I3	30 分以上 60 分未満	794
	訪問看護 I4	60 分以上 90 分未満	1,090
	理学療法士等の場合	1 回 20 分	284
	早朝(6～8 時)・夜間(18～22 時)料金		25%増
	深夜(22～6 時)料金		50%増
	長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に 90 分を超える訪問看護を行った場合	300
	複数名訪問加算Ⅰ・(Ⅱ) 30 分未満	同時に複数の看護師（もしくは看護補助者）が訪問看護を行った場合	254
	複数名訪問加算Ⅰ・(Ⅱ) 30 分以上	同時に複数の看護師（もしくは看護補助者）が訪問看護を行った場合	402
月 1回算定	緊急時訪問看護加算Ⅰ	利用者の同意を得て計画的な訪問以外の緊急訪問を行った場合	574
	緊急時訪問看護加算Ⅱ		
	特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導を受けている状態や留置カテーテル等を使用している利用者に対する加算	500
	特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理や人工肛門・真皮を超える褥瘡・点滴を受ける状態等の利用者に対する加算	250
	初回加算Ⅰ	退院当日に初めて訪問看護を行った月	350
	初回加算Ⅱ	退院翌日以降に初めて訪問看護を行った月 前回の訪問看護より 2 ヶ月空いている場合 ケアプラン変更時	300
	退院時共同指導加算	病院や老健施設等に入院・入居中の方が退院・退居の際に訪問看護ステーションの看護師が共同指導を行った場合	600

ターミナル加算	利用者の死亡前 14 日以内に 2 日以上 ターミナルケアを行った場合	2,500
看護体制強化加算Ⅰ	訪問看護ステーションが医療ニーズに対応する ために一定の基準を満たした場合に加算	550
看護体制強化加算Ⅱ		200

○ 介護保険対象外のサービス実施のご利用料金とその他費用（税込）

算定項目	料金	
キャンセル料	前日午後 5 時 30 分までにご連絡をいただいた場合	無料
	当日の利用時間までにご連絡をいただいた場合	50%
	利用時間までにご連絡をいただけなかった場合	100%
記録等の複写物	1 枚 20 円	
在宅以外での訪問看護	1 時間まで実費 9,000 円	
ご遺体のお世話	亡くなられた後の処置と処置材料費込み 20,000 円	
日常生活用品、物品、有料駐車場利用時の料金などは実費とさせていただきます		

○ ご請求とお支払いについて

ご利用料金は 1 ヶ月ごとに計算しご請求します。

翌月 27 日（休日の場合は次の営業日）にご指定の口座より振替させていただきます。

当日までに口座のご確認をお願い致します。